

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス
令和8年度 大村市 集団指導
(令和8年9月17日)

疑義案件の紹介

疑義案件の紹介

①運営推進会議の構成員

【質問】

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の構成員はどのような方がふさわしいか。

【回答】

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、市の職員又は地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等と規定されております。（介護・医療連携推進会議は、地域の医療関係者も含む）

疑義案件の紹介

①運営推進会議の構成員

【根拠法令等】

- 大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第60条の17
大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第40条
(抜粋)
「事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)」(抜粋)
「運営推進会議は、事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。」

疑義案件の紹介

②変更届出書の添付資料

【質問】

変更届出書を提出しなければならないが、添付資料は何か。

【回答】

大村市のホームページ（ホーム＞健康・福祉・子育て＞年金・保険＞介護保険＞介護サービス事業者向け情報＞地域密着型サービス事業者に関する届け出）に「必要添付書類」として表を掲載しております。

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	施設対応 型訪問介 護	認知症対 応型通所 介護 (手続)	小規模多 機能型居 宅介護 (手続)	認知症対 応型共同 生活介護 (手続)	地域密着 型特定居 入居者 生活介護	地域密着 型介護者 人材社会 福祉系 成人所 生介護	定額居 住・随時 対応型 介護 費	複合型 サービス (看護小 規模多機 能型居宅 介護)	地域密着 型通所介 護
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平立面図等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・発起事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の類別等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
併設する施設がある場合において、当該併設する施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
事業所の平立面図	・平立面図（１の参考様式２／２の参考様式３）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の平立面図及び設備の概要	・平立面図及び設備の概要（１の参考様式２、３／２の参考様式３、４）	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○
建物の構造概要及び平立面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平立面図並びに設備の概要（参考様式２、３／２の参考様式３、４）	—	—	—	○	○	○	○	—	○	—
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	—	—	—	○	○	○	—	○
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・管理者の経歴（２の参考様式２） ・（必要に応じて）資格証の写し	—	—	○	○	○	—	—	—	○	—
運営規程	・変更後の運営規程	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【変更事項が以下の①～④のいずれかの場合】 ①従業員（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数／入所定員	・従業員の職種の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程	・変更後の運営規程	—	—	—	○	○	○	○	—	○	—
【変更事項が上記の①～④以外の場合】 協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	○	○	○	○	—	○	—
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	○	○	—	—	—	○	—
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧（参考様式７） ・従業者の職種の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の職種の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を満足できる情報での記載で可。	—	—	○	○	○	○	—	○	—
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—

疑義案件の紹介

③認知症対応型共同生活介護の利用者が居宅サービスを利用する際の費用

【質問】

認知症対応型共同生活介護の入居者が居宅サービス（訪問看護や福祉用具貸与等）を利用する際に、入居者に費用（自費等）を負担させても良いのか。

【回答（県経由厚生労働省より）】

居宅療養管理指導を除く他の居宅サービス（訪問看護や福祉用具貸与等）を入居者にその負担によって利用させることはできません。ただし、認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、サービスを利用に供することは差し支えありません。

疑義案件の紹介

③認知症対応型共同生活介護の利用者が居宅サービスを利用する際の費用

【根拠法令等】

- 大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第120条第2項
「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。」
- 大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第90条第2項
「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。」
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)」(抜粋)
「指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。」